



守谷町

議会だより

第10号

昭和五十三年十一月十日発行
発行 守谷町議会
編集 守谷町議会事務局

最近、おかあさんたちのソフトボールが盛んで、早朝や日曜日には練習風景が見られます。

先日(十月二十九日)には、子供会育成会主催によるママさんソフトボール大会が開かれ、なんと十五チームが参加して盛大に行われました。また、先日は議員チームと新町ママさんソフトボールの親善試合が行われ十対五で議員チームが快勝しました。



就任あいさつ

議長 中村 力

私は、これまでの町長選挙のあり方に強く批判を持つ同志から「初心に帰って町のために政治活動」と論され、かつ町議補選への出馬を促され、その結果、みなさんの基大なご支援によつて当選することができました。心からお礼を申しあげます。

また、過日の第五回臨時会において、議員多数の推挙をいただき、議長の要職を拝命するに至りました。

私は、これからの守谷町の将来を思うとき、その責務の大きさに身の引き締る思いがいたします。「水を飲む時、井戸を堀

第六回臨時会(十月二十七日)

大和田新町長の

町政執行の考え方を問う

問 道路、橋梁などの整備が述べられているが、来年度は道路台帳の整備を具体的に進めていただきたい。

町長 道路台帳は整備されていると思うが、よく調査検討したい。

問 現在、第二守谷小学校の建設が進められており、その学区の問題、先生の問題、更には第二中学校の建設も考えなければならぬ

重要な時期に来ている。この時に中村教育長が任期切れとなつていくが、教育委員の選任をどう考えているか。

町長 第五回臨時会(十月三日)に提案したかったが、諸般の事情でできなかった。次回の臨時会に承認を得られるようにしたい。

問 交通安全の立場から、高野地区等のバス路線の拡張を願いたい

また環境の変化は、私たちの意識の変革を求められますがこれも私たちの「心」を大切にしながら行わなければなりません。このようなわけで、「行政」が私たち町民の将来にとつて、これ程重要な時期はまだかつてありません。ち密にしておかつ大胆な、そして良質な行政能力が求められており、その育成、向上のために議会は行政に支援をし、あるいはチェックを行う機能が一層必要となります。

私は、皆様方のご意見を十分に伺いながら、行政、そして議会活動のささやかな経験を生かし、また、精進しながら全力を尽す所存であります。

どうか今後とも、いっそうのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

町長 高野地区における県道、町道が非常に狭いため、道路の整備が先決かと思う。

問 地方自治体としての守谷町の生き方、考え方をどう思うか。

町長 地方自治体は最近その地位が認められ権限が強化されている町民が何を望むかについて、町民の声を聞きながら、国と相談して町政にあたりたい。

問 商業について述べられていないが、町長の考えはどうか。

町長 私も商工会員の一人であるので心にとめておられる。人口がふえれば消費者も多くなるので、商業の発展については十分関心を持ち、ご期待にそうよう努力したい。

問 農業生産体制の確立を期し、農業所得の向上に努力したいということだが、広域環境センター周辺の米から〇、七五PPMのカドミが検出されている。これにどう対処する考えか。

町長 ごみ焼却場周辺の米を抽出して分析した結果、そのような調査結果がでた。しかし、ごみ焼却場起因するものかどうか、その因果関係がはっきりしない。今後の問題としてとらえていきたい。

厚生課長 昨年〇、四二PPMのカドミが玄米から検出されたというので、今年は調査範囲を拡大し、十カ所ほど調査を行った。その結果、野木崎の中道上地区で、〇、七五PPMが検出された。そこで大野川の水質、泥等を採取して分析したが、カドミに結びつく原因がはっきりしない。なお、政府では一、〇PPMまでは生産者から買上げている。

第三回定例会(9月11日、16日)

都市計画道路買収費など

十億円を追加補正

◆報告第一号 専決処分事項の承認(一般会計補正予算第三号及び第四号)

町長死去にともなう町葬費ならびに町長選挙費、町議会議員補欠選挙費及び大野小学校運動場の整備を専決処分によって執行したものです。

町葬費は二百二十万円、選挙費は二百四十四万円、大野小運動場整備費は百九十二万円、財源は前年度繰越金です。

◆議案第一号 守谷町水道事業給水条例の制定

昭和五十三年四月一日より、守谷地区簡易水道事業の廃止にともない、水道事業に切換えをし、公営企業会計の発足となりました。

今回の条例制定は、水道事業としての名称変更によるものであり内容については、前の簡易水道給水条例とほとんど変わりありません。但し、二十二条の水道料金については、今回改正提案し、五十三年十一月一日から適用しようとするものです。

◆議案第二号 守谷町職員の分限に関する手続き及び効果

県の条例に基づいて整備するものです。

◆議案第三号 守谷町在宅心身障

害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例

茨城県では、在宅心身障害児の福祉増進を図るため、補助額を年額二万四千円から三万六千円に増額するものです。

◆議案第四号 守谷町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正にともない改正するものです。

◆議案第六号 守谷町防災会議条例の一部を改正する条例

昭和三十九年一月十日条例施行以来改正されておりましたが、昭和五十二年四月一日広域消防発足並びに町機構改革にともない条例の一部を改正するものです。

◆議案第七号 町道路線の認定

路線番号一五二五号及び一五二六号線は、昭和四十九年八月一日

付都市計画道路、郷州〜戸頭線及び郷州〜沼崎線として決定されており、今般新たに発足した住宅宅地関連公共施設整備促進事業により、三井不動産株式会社によって開発される地区内の当該道が国庫補助の対象となり、本年度より認定の上、建設工事を行うものです。

一五二七号〜一五二九号線については、昭和四十六年度、道路台帳の編成替えを行ったさい認定もれとなったもの、また、一四三〇

号及び一五三一号線については、都市計画法第四〇条第二項の規定により、町に帰属する道路につき所定の手続きが完了したものです。

一五三二号及び一五三三号線については、昭和五十二年新設改良を行ったものを、各々町道として認定するものです。

◆議案第八号 町道路線の一部公用廃止

町道四一七、四一八号線は、現在建設中の第二守谷小学校敷地内にあるため、本路線の一部を公用廃止し、小学校敷地にするものです。

◆議案第九号 昭和五十三年度守谷町一般会計補正予算(第五号)

今回の補正総額は十億四百九十一万円の増額補正で、主な内容は左のとおりです。

一般会計補正予算(第5号)

歳入	単位万円
個人町民税(増額見込分)	3,150
地方交付税(増額確定分)	4,095
都市計画道路事業費負担金	
住宅公団分(取手西口〜北守谷線)	7,450
北守谷〜板戸井線	
三井不動産(郷州〜戸頭線)	1億5,950
郷州〜沼崎線	
土木関係国庫補助(上の4路線)	5億4,600
土地利用転換計画策定のための補助金	338
繰越金(前年度繰越金)	3,313
諸収入(消防団員の退職による報償金)	153
〃(開発行為に伴う学校用地費分)	696
土木費受託事業収入	1億0,250
(都市計画道路事業)	
歳出	
自動交換機増設工事費	130
土地利用転換計画策定事業費	338
軽自動車税関係計算センター委託費	190
野木崎保育所用地取得費	935
利根川水道用水供給事業への貸付金	1,134
都市計画道路用地買収費(郷州〜戸頭線)	4億3,500
郷州〜沼崎線	
舗装工事(追加分)	2,832
土木用機械、器具	534
都市計画道路用地買収費(公団地区外)	3億7,160
道路舗装(公団地区外)	1,328
第2守小通学路及び排水路拡幅の用地買収費	822
守谷中学校修繕費	572
予備費	4,581

◆議案第十号 昭和五十三年度守谷町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

歳入では前年度繰越金が決定しその額は三千四十一万円で、このうち保険税減額分二千十三万円に

第四回臨時会

(八月十一日)

◆議案第一号 守谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

今回の改正は、国庫補助金の単価引上げに伴う助産費の引上げで、四万円を六万円にあらためるものです。

また、葬祭費についても一万円から二万円に引き上げられました。その他、昨年度まで国保にありましたが保健婦が、本年度より衛生部所管に移行されて、国民健康保険条例より保健婦を削除しました。

◆議案第二号 守谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

本年三月の予算議会において審議された五十三年度国民健康保険税の調定額についての税率改正です。(内は改正前。)

①所得割 百分の四・七〇(百分の三・八〇)

②資産割 百分の三・八・〇〇(百分の二・五・〇〇)

③被保険者均等割 五、〇〇〇円(三、七〇〇円)

④世帯主平等割 八、六〇〇円(六、〇〇〇円)

なお、昨年度大変なピンチをむかえた国保会計も、特別繰入れ等で例年並の繰越金をもって決算が

充当させました。

歳出では五十二年国庫負担金超過交付分の返還金六百三十万円があり、残金三百九十七万円は予備費に計上いたしました。

でき、予算の見直しをした結果、当初予算より二千万円減額し、保険税額は一億八千四百九十四万円になりました。

このほかの改正点は、賦課限度額の引き上げ(十七万円から十九万円に)、低所得者に対する軽減加算額等の引き上げがあります。

◆議案第三号 守谷町下水道条例の制定

昭和五十年三月十日付で、守谷町下水道事業の認可を受け、整備計画に基づき本年から既成市街地の工事着手にあたり、下水道施設の設置に伴う管理及び使用の基本事項について条例を制定するものです。

◆議案第四号 昭和五十三年度守谷町一般会計補正予算(第二号)

今回の補正額は五千九百四十五万で、これは第二守谷小学校(仮称)建設工事関係のもので、補助資格面積の増加により今年度の事業量が増えたための補正です。

◆議案第五号 工事請負契約の締結

本年度の重点施策の一つであります第二守谷小学校建設工事の契約です。

契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は三億一千五百万円、請負業者は、株木、大隆、松丸建設共同企業体です。

町政に関する 一般質問

住民と共に考える行政を

五十三年第三回定例会

瀬尾議員 今夏の炎天下で松食
い虫が繁殖し、枯松が多く見られ
る。そこで松食い虫の経緯と県補
助金の交付額、また、町の防除方
針について説明願いたい。

産業課長 松食い虫は、昭和四
十年の後半に九州方面に入り、当
初なかなか発見できなかった。守
谷町でも五十一年の一月に、町長
が会長になり「松食い虫防除協
会」を設立し、五十一年度七百
本、五十二年度に約千五百本の立
ち枯れの伐採を行っている。
原因は一ミリ程度のザイセン虫
によるが、これを運ぶマダラカミ
キリを撲滅しなければならぬ。
そこで五十二年度より空中防除を
行っているが効果がないようであ
る。

県の予算は「松食い虫撲滅緊急
臨時対策費」として五億五千万円
で、この交付額については現在
つきりしてない。

今後は松食い虫防除協議会で検
討し、具体的な方法を決めて進
みたい。

瀬尾議員 空き地に雑草が繁茂
している。火災及び痴漢予防のた
め草刈りの徹底をしてほしい。

総務課長 町の草刈り条例に基
づいて、空き地の所有者に、草刈

りの徹底をお願いしているが、ま
だ未確認の土地所有者が三三％あ
る。

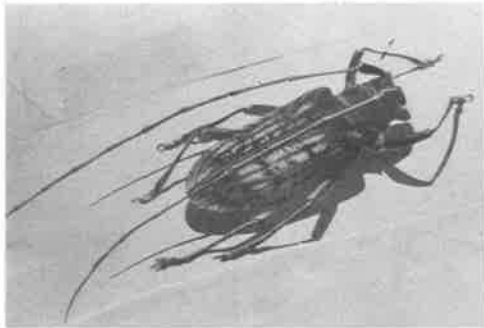
まず、家屋付近の雑草を除去す
るよう指導している。道路わきの
雑草については、交通安全週間を
利用して善処している。

企画財政課長 公団内の草刈り
については、年一回実施している
なお、火災予防上、防犯上から、
看視員二名を依頼して巡回してい
る。

公共用地買収

その後の経過は

倉持議員 下ヶ戸地区で、公共
用地の買収を進めているが、その



ザイセン虫を運ぶマダラカミキリ

経過を説明願いたい。

助役 五十二年度買収面積は二
万二千五百九平方メートル、その
後六千二百三十二平方メートル買
収して、五千三百二平方メートル
現在未買収になっている。

倉持議員 公共用地ということ
で税の措置法が適用になるが、そ
の期限はいつか。また、期限内に
買収できなかった場合は、どうな
るか。

開発公社事務局書記 税務署へ
公共用地の買い取り申し出の日か
ら六ヶ月であるので、九月十九日
をもって措置法の三千万円の控除
は切れる。期限内に買収できなか
った場合は、三千万円の控除は認
められなくなり、一千五百万円の
控除になる。

倉持議員 税の優遇処置である
三千万円の控除がなくなると、今
後の用地買収はいつそうむずかし
いのではないか。

助役 土地所有者のご理解とご
協力を得て、ぜひとも予定面積を
確保したく今後も努力したい。

が、この内容と、これについてど
う考えるか。

助役 請願の内容は、一般農地
については現行税額を据え置くこ
と。特定市街化区域農地について
は農地課税とし、宅地なみ課税は
行わないこと。などである。

現在、市街化区域農地について
はA農地、B農地、C農地に分か
れ、A B農地についてはすでに宅
地なみ課税がされている。本町は
C農地なので宅地なみ課税でなく
農地課税である。将来どうなるか
ということについては、現時点で
はなんとも言えない。

税務課長 市街化農地の宅地な
み課税については地方税法で定め
られているので、町自体で課税す
るかしなやかは決めることはでき
ない。

倉持議員 大野小学校の雨漏り
についてお聞きしたい。

教育委員会事務局 外壁から
内側にしみこんだ雨水の件につい
ては、早速外壁を点検させ、完全
に処置し手直しをした。

原因は一階と二階のコンクリー
トの打ち継ぎで、ここへ油性のコ

議会議員名簿

昭和53年10月3日現在

議席	氏名	現住所
1	塚原 栄一	守谷甲2244
2	柳生 力	大柏763
3	飯塚 操	立沢311
4	奈幡 昇	守谷丙265
5	金杉 村	立沢100
6	下村 進	守谷甲395
7	石山 新次郎	大柏1061
8	松丸 直枝	野木崎12
9	大久保 通清	板戸井1670
10	豊島 輝	大柏756
11	久保 雄	板戸井1450
12	岡田 高四郎	守谷甲391~1
13	松丸 進	野木崎1221
14	瀬野 水之助	高野460
15	浅石 和夫	守谷甲389~3
16	倉持 泰鉄	守谷甲2259
17	相良 川	守谷甲668
18	皆川 清男	乙子361~3
19	久保 武	高野1736
20	柿沼 村	守谷甲445
21		守谷甲2270
22		



干ばつで被害にあったニンジン

ーキングを外壁にうつ。これは油
性の粘性のもので完全に乾燥はし
ない。今年の異常高温で、油性コ
ーキングが一部はく離している状
態で付着し、風雨により雨が差し
込んだものである。

保育所の新設

見通しはどうか

金杉議員 保育所の新設、又は
増設及びゼロ歳児の保育の見通し
について伺いたい。

保育所長 保育所の新設は振興
計画に基づき五十五年度に予定し
ている。建設地は北園地内で、
百二十人の収容できる保育所を予
定し、大井沢地区の子供を対象に
したい。

ゼロ歳児保育については、五十
四年度に北園保育所で六人予定し
ている。

金杉議員 干ばつによる農作物
の被害に対し、見舞金を出す考え
はないか。

産業経済課長 水稻については
被害はなく、むしろ豊作であった
野菜で被害はあったが、これに対

する見舞金は、被害の把握がむず
かしく、現在考えてない。

金杉議員 大手スーパーの進出
によって、地元商店とのトラブル
がおきている。本町に於ても町独
自の商業活動調整法を作成する必
要があると思うがどうか。

産業経済課長 昭和四十八年に
商業活動調整法ができ、売場面積
が千五百平方メートル以上は通産
省へ届け出る。八百から千五百平
方メートル未満については、県の
指導要綱に基づいて行なわれてい
る。現在、町独自の指導要綱をつ
くる考えはない。

金杉議員 五十一年十二月の定
例会で、松ヶ丘地区内の道路等の公
共施設が登記漏れになっていた、
町に帰属されていないということ
だが、この問題はどうか。

企画財政課長 高山第一開発の
松ヶ丘団地は、第一、第二、第三
とあり、問題の件は第二松ヶ丘で
ある。個人所有あるいは抵当権設
定のしであるものを除いては一応
完了している。今後説明会等を開
催し、帰属の方向へ努力したい。

金杉議員 数年前、開発業者に
よって進められた宅地造成地には
私道が多い。特に原地内からは側
溝設置の請願書が出ているが、そ
れをどのように解決しようとして
いるか。

建設課長 側溝をつけることに
ついて次の問題がある。

一つは私道であるので民有地に
側溝の敷地を確保しなければなら
ない。この場合、現に住んでいれ
ば問題ないが、空き地になってい
る所はその所有者が了解するかど

